

「兵庫県医療的ケア児支援センター」の開設について

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児及びその家族の様々な相談等に総合的に対応する拠点として、兵庫県医療的ケア児支援センターを開設しました。

記

1 兵庫県医療的ケア児支援センターについて

- (1) 開設日 令和4年6月15日(水)
- (2) 設置場所 社会福祉法人養徳会 医療型障害児入所施設
医療福祉センターきずな内(加西市若井町字猪野83-31)
- (3) 相談時間 9:00~17:00(土・日・祝祭日と年末年始を除く)
- (4) 相談員 医療的ケアの支援実績のある相談支援専門員、看護師
- (5) 連絡先 <電話> 0790-44-2886
<FAX> 0790-44-2929
<E-mail> icare@medical-kizuna.net
- (6) 対象者 医療的ケア児本人及びその家族等
- (7) 業務内容
 - ① どこに相談すればよいか分からない状況の医療的ケア児の家族等からの相談をワンストップで受け止め、市町、事業者等の関係機関と連携して対応する。
 - ・相談方法 電話、FAX、メール、来所等
 - ・相談内容 成長に伴うケアの手法、ケア用具の選定・管理、保健・医療・福祉サービスの紹介等
 - ② 情報の集約点として、市町、病院、学校など関係機関との連絡調整の中核的な役割を果たす。
 - ③ 調整困難ケースや対応の好事例、国や県の施策等の情報を関係機関に提供する。
 - ④ 全圏域でアウトリーチによる家族交流会を開催する。

2 同センター設置の趣旨、背景など

- (1) 医療的ケア児とは
 - 医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
 - 全国の医療的ケア児(在宅)は約2万人。兵庫県は約800人。
- (2) 現状と課題
 - 医療技術の進歩等によって医療的ケア児が増加する中、地域によって医療的ケア児数や資源等に偏りがあり、居住地により受けられる支援に差が生じている。
 - 医療的ケア児及びその家族への支援に当たっては、地域の医療、保健、福祉等の多機関が連携して支援を行うことから、医療的ケア児及びその家族がどこに相談すれば適切な支援につながるのかが分かりにくいという課題があった。
- (3) 医療的ケア児支援センターの設置経緯と概要
 - 令和3年9月に施行の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、県において支援センターを設置することとされた。